

介護保険料を滞納すると？

災害など特別な事情もなく介護保険料を納めないでいると、次のような措置がとられます。介護保険料は納期限までに必ず納めましょう。



納期限を過ぎると

督促が行われます。督促手数料や延滞金が徴収される場合があります。

1年以上滞納すると

利用したサービス費用はいったん全額を自己負担します。申請によりあとから保険給付費(本来の自己負担を除く費用)が支払われます。

1年6か月以上滞納すると

引き続き、利用したサービス費用はいったん全額自己負担となり、申請しても保険給付費の一部または全額が一時的に差し止められます。滞納が続く場合は、差し止められた額から介護保険料が差し引かれる場合があります。

2年以上滞納すると

上記に加えて、滞納期間に応じて、利用したサービス費用の自己負担割合が3割または4割に引き上げられたり、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費などが受けられなくなったりします。

介護保険 Q & A

Q 保険料はいつから納め始めるのですか？

A 保険料は、65歳の誕生日の前日の属する月の分から納めます。

- 例 ● 6月1日が65歳の誕生日の方⇒5月分から納めます
● 6月2日が65歳の誕生日の方⇒6月分から納めます



Q サービスを利用していないのですが、介護保険料は納めないといけないのですか？

A 65歳以上の方の保険料は、地域の介護サービス費をまかなう大切な財源です。介護保険は、助け合いの精神に基づく社会のしくみです。介護保険制度を維持していくためにも、確実に納めていただくようお願いします。

いつ、誰が介護保険を必要とするかわからないものね。

Q 所得が少なくても保険料を納めなければならないのですか？

A 所得の少ない方については、負担が大きくなるように低い保険料額が設定されています。どうかご理解ください。なお、災害などで、保険料を納めることが難しい場合は、保険料の減免や猶予が受けられる場合もあります。困ったときは、お早めに市の介護保険担当課にご相談ください。

介護保険は老後の安心をささえるみんなの制度です

65歳以上の方(第1号被保険者)の

介護保険の保険料

令和3年度版

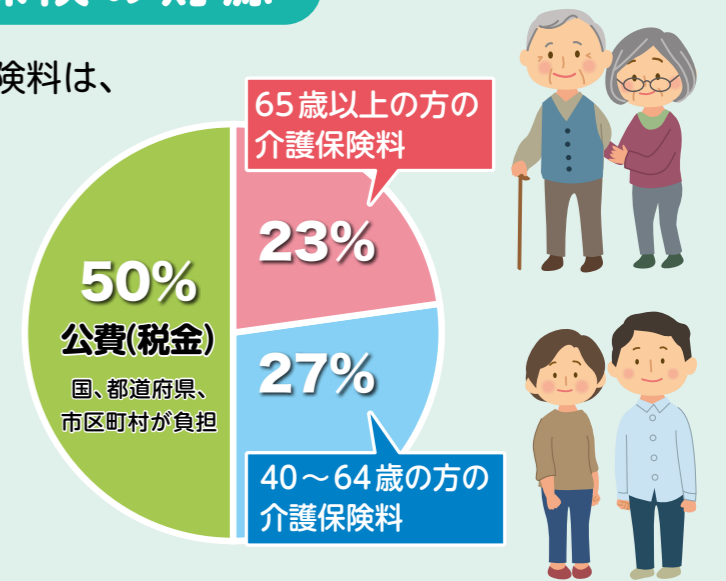


介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また介護が必要になっても、安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えていこうというしくみです。

介護保険の財源

40歳以上の方が納める介護保険料は、国や自治体の負担金などとともに、介護保険を健全に運営するための大切な財源となります。

負担割合は、65歳以上の方と40～64歳の方の人口比率などをもとに決められます。



一人ひとりの保険料は介護保険の大切な財源です。みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

前橋市 介護保険課

介護保険料の決まり方

65歳以上の方の保険料は、市区町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。



基準額の決まり方

市区町村に必要な介護サービスの総費用



65歳以上の方の負担分23%



市区町村に住む65歳以上の方の人数

前橋市の令和3～5年度の介護保険料の基準額 **74,000円**(年額)

この「基準額」をもとに、所得に応じた負担になるように、11段階の保険料に分かれます。

所得段階	対象となる方	調整率	保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金 ^{※1} 受給者で、世帯全員が市民税非課税の方 ・世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額 ^{※2} の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.25	18,500円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で80万円超120万円以下の方	基準額 × 0.45	33,300円
第3段階	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	基準額 × 0.70	51,800円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で	基準額 × 0.875	64,700円
第5段階	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	基準額 × 1.00	74,000円(基準額)
第6段階	120万円未満の方	基準額 × 1.125	83,200円
第7段階	120万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.25	92,500円
第8段階	本人が市民税課税で	基準額 × 1.40	103,600円
第9段階	前年の合計所得金額が	基準額 × 1.50	111,000円
第10段階	320万円以上400万円未満の方	基準額 × 1.75	129,500円
第11段階	400万円以上700万円未満の方	基準額 × 2.00	148,000円
	700万円以上の方		

※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。
 ※2 合計所得金額 「収入」から「必要経費など」を控除した額です。所得段階が第1～5段階の方の合計所得金額は、年金収入に係る雑所得差し引き後の金額です。分離課税所得がある方の合計所得金額は、特別控除額差し引き後の金額です。
 ●税制の改正により、給与所得控除と公的年金等控除がそれぞれ10万円引き下げられ、基礎控除が10万円引き上げられましたが、保険料算定等に影響はありません。
 ●第1～3段階の方の介護保険料は、公費によって負担が軽くなるように調整されています。

介護保険料の納め方

納め方は受給している年金[※]の額により普通徴収と特別徴収に分かれます。個人で納め方を選ぶことはできません。

※受給している年金とは、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません。

年金が年額 **18万円未満**の方

→ **【納付書】** や **【口座振替】** で各自納めます



●市から送られてくる納付書により、取り扱い金融機関で納めます。

普通徴収

納め忘れがないように**口座振替**を利用しましょう。

口座振替が便利ね

手続き

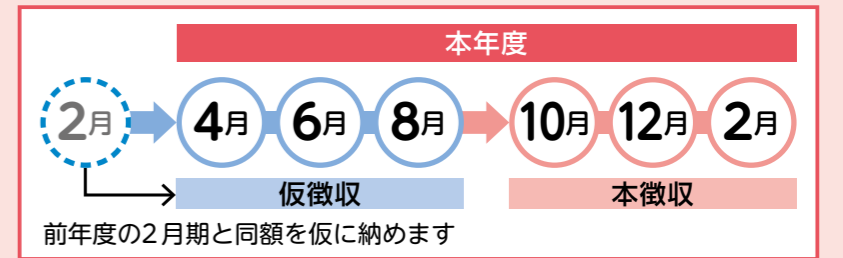
- 介護保険料の納付書、通帳、印かん(通帳届出印)を用意します。
- 取り扱い金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。
※口座振替の開始は、申し込まれた月の翌月末日以降の納期分から開始になります。
※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできないケースがあります。



年金が年額 **18万円以上**の方 → 年金から **【天引き】** になります

●保険料の年額が、年金の支払い月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)に年6回に分けて天引きになります。

65歳以上の方の保険料は、6月以降に確定します。そのため、4月、6月、8月は、暫定的な額での徴収(仮徴収)となります。通常は、前年度の2月期と同額です。



特別徴収

●特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6カ月後から保険料が天引きになります。
 年金から天引きになる方には、市から事前に「介護保険料特別徴収開始通知書」が送られますので、金額や天引きされる月日等をご確認ください。



❗ 本来、年金から天引きになる「特別徴収」の方でも、一時的に納付書で納める場合があります。

●年度途中で保険料が増額になった

→ 増額分を納付書で納めます。

- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 保険料が減額になった
- 年金が一時差し止めになった など

→ 原則、特別徴収の対象者として把握される月のおおむね6カ月後から天引きになります。
 それまでは、納付書で納めます。